

農林水産商工委員会資料

(農林水産部所管分)

■付託議案

【条例案】

- ①第116号議案 島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例 … P 1

【一般事件案】

- ①第118号議案 県が行う建設事業に対する市町村の負担について[関係分] … P 2
- ②第120号議案 変更契約の締結について[関係分]
《西郷大橋地区 県営ふるさと農道整備事業 本橋耐震補強工事》 … P 3
- ③承認第11号議案 専決処分事件の報告及び承認について[関係分]
《令和2年度島根県一般会計補正予算(第5号)》 … P 4～5
- ④承認第15号議案 専決処分事件の報告及び承認について[関係分]
《令和2年度島根県一般会計補正予算(第6号)》 … P 6～7

【予算案】

- ①第95号議案 令和2年度島根県一般会計補正予算(第7号)[関係分]
- ②第103号議案 令和2年度島根県農林漁業改善資金特別会計補正予算(第1号) … P 8～21

■報告事項

- ①産地創生事業の採択について(産地支援課) … P22
- ②島根県農産物の種子等の安定的な確保に関する条例(仮称)の概要について(農畜産課) … P23～25
- ③第71回全国植樹祭の変更について(林業課) … P26～27
- ④林業関係補助事業の見直しについて(林業課) … P28
- ⑤水産業における諸課題について(水産課) … P29～30

令和2年9月24日
農 林 水 産 部

島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例について

農林水産部
[農業経営課]
[林業課]

1 改正理由

農林水産部では新規就業者の確保（農業：年間60人以上、林業：年間80人以上）に向け、今年度から農林水産基本計画をスタートしたところである。

この担い手確保の拠点である農林大学校では、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に都会から農山漁村への移住・就業に関心を持つ人が増える可能性を受けて、都市部における人材の受入体制を確保することを目的に養成部門の農業科及び林業科に10月入学の1年制課程を新設することとした。

この新設に伴い、「授業料等の納付時期等」等、4月入学を前提とした現行の規定を改正する。

2 改正内容

第7条第3項及び第9条の規定について、所要の改正を行う。

「最終学年の3月」→「大学校を卒業する日の属する月（「卒業月」）」等

3 施行日

公布の日から施行する。

4 参考

養成部門の農業科・林業科において、10月入学の1年制課程の新設に伴い、養成部門の再編を以下のとおり行った。

(現行)

科	専攻・コース	入学定員	修業年限	入学時期
農業科	有機農業専攻	40人	2年	4月
	野菜専攻			
	花き専攻			
	果樹専攻			
	肉用牛専攻			
短期農業経営者養成科		5人	1年	4月
林業科	森林技術コース	20人	2年	4月
	経営管理コース			

(R2.10～)

科	専攻・コース	入学定員	修業年限	入学時期
農業科	有機農業専攻	45人	2年	4月
	野菜専攻			
	花き専攻			
	果樹専攻			
	肉用牛専攻			
	短期養成コース		1年	4月
林業科	森林技術コース	20人	2年	4月
	経営管理コース			
	早期養成コース		1年	10月

県の行う建設事業に対する市町村の負担について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定に基づき、県の行う令和2年度建設事業に要する経費の一部を、次のとおり関係市町村に負担させるものとする。

分類	事業名	事業費（事務費を除く）に対する市町村負担率	根拠法令
農業 農村 整備 事業	経営体育成基盤整備事業	$\frac{1}{10} \sim \frac{1.5}{10}$	土地改良法（昭和24年法律第195号） 第91条第6項
	基幹農道整備事業	$0 \sim \frac{1}{10}$	
	県営中山間地域総合整備事業	$0 \sim \frac{1.5}{10}$	
	国営造成施設管理事業	$\frac{3}{10}$	
	効果促進事業	$\frac{0.75}{10}$	
	県営ため池等整備事業	$\frac{0.9}{10} \sim \frac{1.4}{10}$	
	県営農地環境整備事業	$0 \sim \frac{1}{10}$	
	一般農道整備事業	$\frac{1}{10}$	
	県単基幹水利施設整備事業	$\frac{1.25}{10} \sim \frac{2.5}{10}$	
	県営水利施設等保全高度化事業	$0 \sim \frac{2.5}{10}$	
	県営農地耕作条件改善事業	$\frac{1}{10}$	
	県営中山間地域総合整備事業	$\frac{2.5}{10}$	地方財政法（昭和23年法律第109号） 第27条第1項
	県営農業用河川工作物応急対策事業	$\frac{0.8}{10}$	
	一般農道整備事業	$\frac{1}{10}$	
	ふるさと農道整備事業	$\frac{1}{10} \sim \frac{2.5}{10}$	
	経営体育成基盤整備事業	$\frac{1.75}{10}$	
	県単基幹水利施設整備事業	$\frac{2.5}{10}$	
	県単基幹水利施設緊急整備事業	$\frac{2.5}{10}$	
	農道保全対策事業	$\frac{0.8}{10} \sim \frac{2.5}{10}$	
	県営農業基盤整備促進事業	$\frac{0.5}{10} \sim \frac{1.75}{10}$	
農山漁村振興交付金事業	$\frac{1.5}{10}$		
効果促進事業	$\frac{1.75}{10}$		
県営農地耕作条件改善事業	$0 \sim \frac{2.25}{10}$		
県営農業水路等長寿命化・防災減災事業	$0 \sim \frac{2.25}{10}$		
県営水利施設等保全高度化事業	$\frac{2.5}{10}$		
基幹農道整備事業	$0 \sim \frac{1}{10}$		
県営用排水施設等整備事業	$\frac{1.4}{10} \sim \frac{1.6}{10}$		
草地畜産基盤整備事業	$\frac{3.5}{10} \sim \frac{4.5}{10}$		
林道 整備 事業	県営林道整備事業	$0 \sim \frac{1}{10}$	地方財政法（昭和23年法律第109号） 第27条第1項
	県単林道整備事業	$0 \sim \frac{1}{10}$	
漁港 整備 事業	水産物供給基盤機能保全事業	$\frac{1}{4}$	地方財政法（昭和23年法律第109号） 第27条第1項
	水産流通基盤整備事業	$\frac{1}{4}$	

変更契約の締結について

農林水産部農地整備課

番号	工事名	位置	工事の概要	工期
第120号	西郷大橋地区 県営ふるさと農道整備事業 本橋耐震補強工事	隠岐郡 隠岐の島町 港町地内外	橋長271m 耐震補強工事	R3.12.27 (R3.3.26)
	変更の概要			変更理由
	契約	契約の相手方		
	・契約金額の変更 1,646,150,000円 ↓ 1,789,027,900円 (142,877,900円増額)	ショーボンド建設(株) ・(株)横河ブリッジ特別共同企業体 代表者 広島市佐伯区皆賀三丁目2番30号 ショーボンド建設株式会社 中国支店 支店長 平尾 兼作 構成員 広島市南区京橋町1番23号 株式会社横河ブリッジ 広島営業所 所長 宮本 弘幸 (R2.7.16仮契約)		主な理由 ・現地精査を踏まえた耐震補強設計の見直しによる、補強鋼材の配置及び規格の変更。 ・既設塗膜に有害物質(鉛)の含有が確認されたため、作業時の安全対策の追加及び除去作業の変更。 ・公共工事労務単価の引上げに伴う変更。

農林水産部 令和2年度補正予算(7/28専決処分)の概要

1 目的別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
款2. 総務費	15,934	0	15,934	100.0
款6. 農林水産業費	45,423,413	99	45,423,512	100.0
款11. 災害復旧費	2,302,369	0	2,302,369	100.0
部合計	47,741,716	99	47,741,815	100.0

2 課別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)	
農 業	農林水産総務課	4,474,518	0	4,474,518	100.0
	農業経営課	5,193,500	99	5,193,599	100.0
	産地支援課	2,909,271	0	2,909,271	100.0
	農畜産課	2,495,550	0	2,495,550	100.0
	しまねブランド推進課 (農林水産業費)	311,684	0	311,684	100.0
	農村整備課	3,568,512	0	3,568,512	100.0
	農地整備課	9,699,159	0	9,699,159	100.0
	(小計)	28,652,194	99	28,652,293	100.0
林 業	林業課	5,700,882	0	5,700,882	100.0
	森林整備課	6,914,232	0	6,914,232	100.0
	(小計)	12,615,114	0	12,615,114	100.0
水 産 業	水産課	2,744,164	0	2,744,164	100.0
	漁港漁場整備課	3,730,244	0	3,730,244	100.0
	(小計)	6,474,408	0	6,474,408	100.0
部合計	47,741,716	99	47,741,815	100.0	

3 特別会計

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
農林漁業改善資金	769,089	0	769,089	100.0
中海水中貯木場	17,096	0	17,096	100.0
部合計	786,185	0	786,185	100.0

令和2年度補正予算(7/28専決処分) 農林水産部 課別一覧表

(1) 農業経営課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	5,193,500	99	5,193,599	[財源] 県 99
1 農業制度資金融資事業費	1,145,251	99	1,145,350	

○債務負担行為 ※議案その三 P13

(追加) 農業経営等緊急対応資金利子補給金 ほか1件

農林水産部 令和2年度補正予算(7/31専決処分)の概要

1 目的別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
款2. 総務費	15,934	0	15,934	100.0
款6. 農林水産業費	45,423,512	12,796	45,436,308	100.0
款11. 災害復旧費	2,302,369	0	2,302,369	100.0
部合計	47,741,815	12,796	47,754,611	100.0

2 課別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)	
農 業	農林水産総務課	4,474,518	0	4,474,518	100.0
	農業経営課	5,193,599	3,045	5,196,644	100.1
	産地支援課	2,909,271	0	2,909,271	100.0
	農畜産課	2,495,550	0	2,495,550	100.0
	しまねブランド推進課 (農林水産業費)	311,684	0	311,684	100.0
	農村整備課	3,568,512	0	3,568,512	100.0
	農地整備課	9,699,159	0	9,699,159	100.0
	(小計)	28,652,293	3,045	28,655,338	100.0
林 業	林業課	5,700,882	0	5,700,882	100.0
	森林整備課	6,914,232	0	6,914,232	100.0
	(小計)	12,615,114	0	12,615,114	100.0
水 産 業	水産課	2,744,164	9,751	2,753,915	100.4
	漁港漁場整備課	3,730,244	0	3,730,244	100.0
	(小計)	6,474,408	9,751	6,484,159	100.2
部合計	47,741,815	12,796	47,754,611	100.0	

3 特別会計

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
農林漁業改善資金	769,089	0	769,089	100.0
中海水中貯木場	17,096	0	17,096	100.0
部合計	786,185	0	786,185	100.0

令和2年度補正予算(7/31専決処分) 農林水産部 課別一覧表

(1) 農業経営課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	5,193,599	3,045	5,196,644	[財源] 県 3,045
1 農業制度資金融資事業費	1,145,350	3,045	1,148,395	

(2) 水産課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	2,744,164	9,751	2,753,915	[財源] 県 9,751
1 水産業融資対策事業費	834,438	9,751	844,189	

○債務負担行為 ※議案その三 P37~40

(変更分) 新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給金(農業) (ほか4件)

農林水産部 令和2年度9月補正予算の概要

1 目的別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
款2. 総務費	15,934	0	15,934	100.0
款6. 農林水産業費	45,436,308	1,333,338	46,769,646	102.9
款11. 災害復旧費	2,302,369	△2,471	2,299,898	99.9
部合計	47,754,611	1,330,867	49,085,478	102.8

2 課別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)	
農 業	農林水産総務課	4,474,518	1,225,680	5,700,198	127.4
	農業経営課	5,196,644	67,283	5,263,927	101.3
	産地支援課	2,909,271	△38,317	2,870,954	98.7
	農畜産課	2,495,550	13,913	2,509,463	100.6
	しまねブランド推進課 (農林水産業費)	311,684	△65	311,619	100.0
	農村整備課	3,568,512	△104,645	3,463,867	97.1
	農地整備課	9,699,159	207,387	9,906,546	102.1
	(小計)	28,655,338	1,371,236	30,026,574	104.8
林 業	林業課	5,700,882	1,355	5,702,237	100.0
	森林整備課	6,914,232	215,930	7,130,162	103.1
	(小計)	12,615,114	217,285	12,832,399	101.7
水 産 業	水産課	2,753,915	60,383	2,814,298	102.2
	漁港漁場整備課	3,730,244	△318,037	3,412,207	91.5
	(小計)	6,484,159	△257,654	6,226,505	96.0
部合計	47,754,611	1,330,867	49,085,478	102.8	

3 特別会計

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
農林漁業改善資金	769,089	37,619	806,708	104.9
中海水中貯木場	17,096	0	17,096	100.0
部合計	786,185	37,619	823,804	104.8

4 内訳

(1) 公共事業 (①~⑤の計)

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
公共事業 (①~⑤の計)	21,219,230	△61,712	21,157,518	99.7

① 補助公共

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農畜産課	179,200	0	179,200	100.0
農村整備課	2,701,466	△50,320	2,651,146	98.1
農地整備課	5,598,740	△163,715	5,435,025	97.1
森林整備課	3,902,565	△130,211	3,772,354	96.7
漁港漁場整備課	2,799,014	△366,334	2,432,680	86.9
合計	15,180,985	△710,580	14,470,405	95.3
うち国土強靱化分	1,227,880	206,917	1,434,797	116.9

② 県単公共

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農村整備課	140,498	△49,574	90,924	64.7
農地整備課	1,182,732	134,768	1,317,500	111.4
森林整備課	249,773	117,332	367,105	147.0
漁港漁場整備課	156,254	58,512	214,766	137.4
合計	1,729,257	261,038	1,990,295	115.1

③ 受託事業

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農村整備課	46,200	0	46,200	100.0
農地整備課	1,743	0	1,743	100.0
漁港漁場整備課	5,250	0	5,250	100.0
合計	53,193	0	53,193	100.0

④ 災害関連公共事業

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農地整備課	461,179	164,000	625,179	135.6
補助	230,179	94,000	324,179	140.8
県単	231,000	70,000	301,000	130.3
森林整備課	1,418,600	218,730	1,637,330	115.4
補助	845,000	0	845,000	100.0
県単	573,600	218,730	792,330	138.1
漁港漁場整備課	166,000	5,100	171,100	103.1
補助	89,000	5,100	94,100	105.7
県単	77,000	0	77,000	100.0
合計	2,045,779	387,830	2,433,609	119.0
補助	1,164,179	99,100	1,263,279	108.5
県単	881,600	288,730	1,170,330	132.8

⑤ 災害復旧事業

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農地整備課	1,549,016	0	1,549,016	100.0
森林整備課	473,000	0	473,000	100.0
漁港漁場整備課	188,000	0	188,000	100.0
合計	2,210,016	0	2,210,016	100.0

(2) 一般事業

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農林水産総務課	4,474,518	1,225,680	5,700,198	127.4
農業経営課	5,196,644	67,283	5,263,927	101.3
産地支援課	2,909,271	△38,317	2,870,954	98.7
農畜産課	2,316,350	13,913	2,330,263	100.6
しまねブランド推進課 (農林水産業費)	311,684	△65	311,619	100.0
農村整備課	680,348	△4,751	675,597	99.3
農地整備課	905,749	72,334	978,083	108.0
(小計)	16,794,564	1,336,077	18,130,641	108.0
林業課	5,700,882	1,355	5,702,237	100.0
森林整備課	870,294	10,079	880,373	101.2
(小計)	6,571,176	11,434	6,582,610	100.2
水産課	2,753,915	60,383	2,814,298	102.2
漁港漁場整備課	415,726	△15,315	400,411	96.3
(小計)	3,169,641	45,068	3,214,709	101.4
合計	26,535,381	1,392,579	27,927,960	105.2

(3) 特別会計

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農業改良資金	43,168	△1,700	41,468	96.1
林業改善資金	240,599	0	240,599	100.0
林業就業促進資金	102,019	0	102,019	100.0
沿岸漁業改善資金	383,303	39,319	422,622	110.3
農林漁業改善資金計	769,089	37,619	806,708	104.9
中海水中貯木場	17,096	0	17,096	100.0
合計	786,185	37,619	823,804	104.8

○地方債 ※議案その一 P16~17
(変更分) 土地改良事業債 ほか9件

令和2年度9月補正予算 農林水産部 課別一覧表

(1) 農林水産総務課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	4,474,518	1,225,680	5,700,198	[財源] 県 1,225,680
1 一般職給与費	519,280	△ 28,271	491,009	一般職員 58人
2 新型コロナウイルス感染症対策農林水産業収益向上緊急支援事業費	0	1,050,000	1,050,000	
3 農林水産試験研究推進費	51,119	203,951	255,070	

(2) 農業経営課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	5,196,644	67,283	5,263,927	[財源] 県 67,283
1 一般職給与費	1,755,540	67,283	1,822,823	一般職員 243人

【特別会計】

農林漁業改善資金特別会計	43,168	△ 1,700	41,468	[財源] その他 △1,700
1 国庫返還金	12,881	△ 57	12,824	
2 繰出金	6,441	△ 28	6,413	
3 予備費	23,733	△ 1,615	22,118	

(3) 産地支援課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	2,909,271	△ 38,317	2,870,954	[財源] その他 4,300 県 △42,617
1 一般職給与費	223,224	△ 45,636	177,588	一般職員 25人
2 花ふれあい公園事業費	91,856	3,019	94,875	
3 その他事業費	9,759	4,300	14,059	国庫支出金返還金

(4) 農畜産課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	2,495,550	13,913	2,509,463	[財源] 県 13,913
1 一般職給与費	605,444	13,913	619,357	一般職員 85人

(5) しまねブランド推進課(農林水産業費)

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	311,684	△ 65	311,619	[財源] 県 △65
1 一般職給与費	36,298	△ 65	36,233	一般職員 5人

(6) 農村整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,568,512	△ 104,645	3,463,867	[財源] 国 △13,187 分・負 △12,592 県債 △17,700 その他 △4,250 県 △56,916
1 一般職給与費	582,183	△ 13,351	568,832	一般職員 84人
2 経営体育成基盤整備事業費	981,500	△ 2,584	978,916	
3 県営中山間地域総合整備事業費	882,618	△ 3,363	879,255	
4 県営農地環境整備事業費	113,200	△ 23,000	90,200	
5 農業集落排水事業費	63,948	6,790	70,738	
6 しまねの農地再生・利活用促進事業費	1,620	8,600	10,220	
7 県営農地耕作条件改善事業費	620,700	△ 36,263	584,437	
8 公共事業調査設計費	179,998	△ 49,574	130,424	
9 県営農山漁村振興交付金事業費	0	8,100	8,100	

(7) 農地整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	9,699,159	207,387	9,906,546	[財源] 国 △104,025 分・負 26,157 県債 235,300 県 49,955
1 一般職給与費	470,546	△ 14,866	455,680	一般職員 63人
2 直轄土地改良事業負担金	136,900	37,200	174,100	
3 基幹農道整備事業費	790,400	△ 100,000	690,400	
4 一般農道整備事業費	519,000	70,000	589,000	
5 農道保全対策事業費	563,800	△ 18,900	544,900	
6 ふるさと農道整備事業費	1,038,300	54,000	1,092,300	
7 特定中山間保全整備事業負担金	60,000	50,000	110,000	
8 団体営農地耕作条件改善事業費	136,120	6,160	142,280	
9 県営農地耕作条件改善事業費	199,600	55,600	255,200	
10 県営水利施設等保全高度化事業費	663,600	△ 24,225	639,375	
11 団体営水利施設等保全高度化事業費	0	21,500	21,500	
12 県営農業水路等長寿命化・防災減災事業費	182,300	△ 63,605	118,695	
13 団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業費	632,040	△ 15,585	616,455	
14 地すべり対策事業費	677,473	△ 149,200	528,273	
15 県営ため池等整備事業費	982,600	108,040	1,090,640	
16 県営農業用施設災害対策事業費	200,000	24,000	224,000	
17 団体営ため池等整備事業費	81,500	△ 53,500	28,000	
18 県単県営緊急地すべり事業費	221,000	70,000	291,000	
19 災害関連農村生活環境施設復旧事業費	25,179	70,000	95,179	
20 農地防災施設長寿命化事業費	5,000	6,000	11,000	
21 県単県営地すべり事業費	65,532	74,768	140,300	

(8) 林業課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	5,700,882	1,355	5,702,237	[財源] 県 1,355
1 一般職給与費	672,692	△ 4,645	668,047	一般職員 91人
2 県産木材利用促進事業費	102,450	6,000	108,450	県外展示商談会開催経費

(9) 森林整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	6,914,232	215,930	7,130,162	[財源] 国 △100,273 分・負 △10,910 県債 264,900 県 62,213
1 一般職給与費	560,110	△ 29,921	530,189	一般職員 75人
2 緑資源機構林道事業費	51,698	40,000	91,698	
3 造林事業費	681,740	△ 198,064	483,676	
4 森林の循環整備推進事業費	133,000	52,412	185,412	
5 県単林道整備事業費	16,600	54,100	70,700	
6 県営林道整備事業費	1,496,412	△ 32,652	1,463,760	
7 団体営林道整備事業費	167,293	△ 42,375	124,918	
8 県単治山自然災害防止事業費	404,822	10,820	415,642	
9 治山災害関連施行地管理事業費	100,000	116,000	216,000	
10 県単林地崩壊防止事業費	60,000	80,000	140,000	
11 災害関連公共事業調査費	43,600	22,730	66,330	
12 山地災害危険地治山事業費	273,920	178,980	452,900	
13 山地治山総合対策事業費	992,600	77,900	1,070,500	
14 水源地域等保安林整備事業費	290,600	△ 114,000	176,600	

(10) 水産課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	2,753,915	60,383	2,814,298	[財源] 国 25,000 県 35,383
1 一般職給与費	631,476	29,352	660,828	一般職員 92人
2 県産水産物を活用した学校給食緊急提供事業費	0	25,000	25,000	
3 宍道湖自然館管理運営費	120,103	6,031	126,134	

【特別会計】

農林漁業改善資金特別会計	383,303	39,319	422,622	[財源] その他 39,319
1 予備費	231,713	39,319	271,032	

(11) 漁港漁場整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,730,244	△ 318,037	3,412,207	[財源] 国 △230,211 分・負 △23,750 県債 △74,800 県 10,724
1 一般職給与費	270,888	△ 15,315	255,573	一般職員 36人
2 大型魚礁設置事業費	191,114	18,396	209,510	
3 広域漁港整備事業費	452,600	△ 74,442	378,158	
4 離島広域漁港整備事業費	242,849	6,098	248,947	
5 地域水産物供給基盤整備事業費	25,404	△ 4,904	20,500	
6 地域水産物供給基盤整備事業費(農山漁村地域整備交付金)	0	20,500	20,500	
7 離島地域水産物供給基盤整備事業費	135,812	59,609	195,421	
8 漁業集落環境整備事業費	40,196	29,700	69,896	
9 離島漁業集落環境整備事業費	169,930	16,600	186,530	
10 県単漁港改良事業費	156,254	58,512	214,766	
11 漁港施設災害関連事業費	89,000	5,100	94,100	
12 水産物供給基盤機能保全事業費	476,691	△ 50,699	425,992	
13 離島水産物供給基盤機能保全事業費	469,707	△ 173,476	296,231	
14 漁港施設機能強化事業費	65,268	△ 18	65,250	
15 漁港施設機能増進事業費	240,098	△ 213,698	26,400	

9 月補正予算及び 7 月専決予算の概要

農 林 水 産 部

1. 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 新型コロナウイルス感染症対策資金（農業者、漁業者向け）の拡充

農林漁業セーフティネット資金の償還期限延長(10年→15年)に伴い、県単「新型コロナウイルス感染症対策資金」の償還期間も同様に延長し、追加で必要となる保証料補給金を基金に造成。併せて債務負担の期間を延長

(7/31 専決) 予算額 12,796 千円

(2) 新型コロナウイルス感染症対策農林水産業収益向上緊急支援事業

農林漁業者が、新型コロナウイルス禍で経営を継続し、生産を回復・拡大できるような環境を整えるために必要な施設整備・機械導入を支援

アフターコロナの新しい社会ニーズに対応した生産対策を新たに構築しようとする意欲ある地域・グループの前向きな取組を支援

予算額 1,050,000 千円

(3) 農林水産試験研究推進事業費（試験研究機関施設等整備費）

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中においても、省力化・低コスト化などにより生産性を向上し、収益を確保していくことのできる強い農林水産業の実現に向けて行う試験研究に必要な施設・備品を整備

予算額 203,951 千円

(4) 県産水産物を活用した学校給食緊急提供事業

出荷量の減少等により、在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少が生じている県産水産物について、希望する小中学校等の学教給食に無償提供

予算額 25,000 千円

(5) 県産木材県外販路開拓緊急対策事業

県外で実施する展示商談会開催を支援（6月補正から項目を追加）

予算額 6,000 千円

(6) 指定管理施設における感染防止対策等

花の郷、ゴビウスにおいて検温のためのサーモグラフィを整備。併せて、一時休館に伴い利用料金収入等が減少したため指定管理委託料を変更

予算額 9,050 千円

2. 令和2年7月13日からの大雨による被害対策

(1) 農業被害対策資金

被害を受けた農業者を対象に復旧に係る資金の貸し付けを実施。利子、保証料は当初3年間不要となるよう支援。ただし、平成30年7月豪雨災害時に同資金の融資を受けた者は保証料を全期間不要となるよう支援（今年度予算と併せ債務負担を設定）

利子・保証料補給 (7/28 専決) 予算額 99 千円
貸付原資 既定予算による預託

(2) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）

国事業を活用し、被災した農業用施設や機械等の復旧に係る経費を支援

【制度適用】 既定予算による対応

(3) 農業災害復旧対策事業

被災した農業用施設や機械等の復旧に係る経費を市町村とともに支援（県単独制度）

【制度適用】 既定予算による対応

(4) 災害復旧事業及び災害関連事業（公共）

既定予算により被災した農地、農業用施設、林道・治山施設等の復旧及び海岸漂着物の処理等を実施。今後の備え分を含め予算を増額する

予算額 387,830 千円

3. その他

公共事業（国認承額の増減による補正）、特別会計（前年度決算確定による補正）

職員給与（7月1日現在での職員配置による補正） など

新型コロナウイルス感染症対策農林水産業収益向上緊急支援事業

農林水産総務課、農業経営課、産地支援課、農畜産課、林業課、水産課

1 目 的

- (1) 農林漁業者が、新型コロナウイルス禍で経営を継続し、生産を回復・拡大できるような環境を整えるために必要な施設整備・機械導入を支援
- (2) アフターコロナの新しい社会ニーズに対応した生産体制を新たに構築しようとする意欲ある地域・グループの前向きな取組を支援

2 事業内容

(1) 小規模事業者向け補助金

①対象者

常時従業員数 20 人以下の事業者

②対象となる取組

省力化・非接触化等に資するものとして県が認める施設の整備、機械等の導入

③補助率等

定額 上限 50 万円

- ・複数事業者による共同申請可（上限 10 名）
- ・集落営農法人については法人構成員数（上限 10 名）×50 万円が上限

(2) 意欲ある地域・グループ向け補助金

①対象者

県が指定する取組に挑戦する地域・グループ

②対象となる取組

農 業 共同利用施設の整備、
肥育農家を核とした肉用牛生産体制の構築
林 業 製材用原木の需要供給の拡大
水産業 殺菌冷海水装置の整備、共同加工施設の整備

③補助率等

2 / 3 （国事業と併用の場合は 1 / 3）

肉用牛生産体制の構築 連携経営体数（上限 10 経営体）×40 万円

3 予算額 1,050,000 千円

農林水産試験研究推進事業

農林水産総務課

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中において、県内農林漁業者が新型コロナに対応しながら高い収益性を確保するために必要な生産技術の導入を支援するため、農業技術センター等の試験研究設備の機能向上を図り、新たな技術の開発と早期の普及を推進

2 主な整備設備

・ 農業技術センター スマート農業対応耐候性ハウス

用途：水田園芸県推進品目であるアスパラガス、ミニトマト等のスマート農業推進

目的：コロナ渦において農作業の労働力不足への対応や農業者の所得向上を図るため、接触機会の減少にもつながる農作業の省力化・効率化や生産物の高品質化が必要
このため、ICTの活用、自動制御技術を活用した省力化技術、リモート操作などの技術の確立、現場への普及を推進

・ 畜産技術センター 混合飼料製造機器

用途：混合飼料の製造

目的：ウィズコロナの中でも養牛農家が生産を継続できるよう、飼養管理の省力化、効率化と生産物の品質向上を同時に進めることが必要
これらの課題解決に有効とされる「混合飼料給与」へ誘導するため、畜技C及び実証農家で効果を検証し、早期普及を推進

・ 水産技術センター 流速・水温観測用ユビキタスブイ等

用途：潮流情報等のリアルタイムでの把握（定置漁業）

目的：定置漁業においては近年急激な強い潮（急潮）による破網被害が多発し、漁具修繕作業の増加による漁業従事者同士の近接作業が増加の傾向
観測ブイを定置網漁場に設置して、把握した潮流等の情報を近隣の定置網経営体に提供することにより、破網の防止を図り、漁業従事者同士の接触機会を低減させる。併せて修繕経費削減により収益性を改善

・ 中山間地域研究センター 木材乾燥施設

用途：高品質・高付加価値化技術の確立に向けた製材品の乾燥、強度の計測

目的：多くの製材工場は、大径化した原木から人工乾燥と自然乾燥の組合せにより製材品を仕上げている、木材の移動や雨天時のシート掛けなど作業員同士の近接作業が発生
温度・湿度・送風等が細かく調整できる高機能な乾燥施設を導入し、樹種・原木の大きさ毎に仕上げまで一貫した人工乾燥スケジュールを確立させる。この技術を現場に普及させることで、作業の省力化や作業員同士の接触機会を低減

3 予算額 203,951 千円

県産水産物を活用した学校給食緊急提供事業

水産課

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、価格の低下や売り上げの減少が生じている県産水産物を学校給食へ提供することにより消費を喚起する

2 事業内容

- (1) 県学校給食会等と連携し、小中学校等の学校給食で県内水産物を様々なメニューで提供
- (2) 県内の漁業や水産物等に関するパンフレットを配付し、食育に活用

【学校給食への提供】

- 希望のあった小中学校等に、給食用に加工された県産のブリ、マアジ、カレイ、ニギス、アナゴ、シジミを無償提供
- 対象：県内の学校給食実施校
- 補助金の上限単価（1食あたり）
250円/100g
- 実施上限回数
小中学校等に年1～5回程度
- 実施方法
加工業者等と調整の上、各小中学校等へ提供

3 予算額 25,000千円（国の定額補助）

内訳：食材費、教材費等

産地創生事業の採択について

農林水産部
[産地支援課]

島根県では、各々の地域の強みを活かした特色ある生産と販売の促進に向け、他産地のモデルとなるような成功事例を創出すべく、今年度から「産地創生事業（R2～6年度）」を創設。今年度第1回目の採択構想を以下のとおり決定。

1. 採択した構想

「大田生まれ(子牛)、大田育ち(肥育牛)」 の御当地和牛の首都圏進出

- 市内の大型肥育農場が「石見銀山和牛」を増頭し、首都圏販路を開拓。
- 肥育農場の生産拡大にあわせ、地域内から子牛を供給するシステムを確立。
- リース牛舎を整備して子牛を生産する新規就農者を継続的に確保。



県オリジナルぶどう品種 「神紅」による産地化

- 県が開発した「神紅」を核とした新たなぶどう産地をゼロから形成。
- 「ここでしか味わえない」邑南町A級グルメとコラボした「ここにしかない商品」を開発。
- ウィークリーマンション型リースハウスにより新規就農者を継続的に確保。



離島の不利を逆手にとった 地産地消型水田園芸の推進

- 隠岐地域内での野菜需要に基づく計画的な生産を実施。
- 集出荷施設の整備により島内及び島前・島後間の流通を効率化。
- リースハウスの整備により、生産の核となる新規就農者を継続的に確保。



海外輸出を核とした いわがきのブランド力強化

- 日本一の高品質いわがきを、香港等の海外へ輸出し、知名度・ブランド力を大幅に向上。
- 海外マーケットで勝ち抜ける品質を確保するための新たな養殖手法を導入（全国初）。
- 漁場管理のICT化で経験、勘に頼らない漁業経営を可能にし、新規就業者を確保。



2. 「産地創生事業」の概要

- 以下の3項目を柱とする「産地創生構想」を策定した地域を支援
 - ・産地の生産額（販売額）が増加する。
 - ・産地に新たな担い手（新規就農者等）が継続的に参入する。
 - ・これらの取組が、マーケットインの発想の基で実践される。
- 一次加工、直接販売、海外輸出、地産地消、未利用資源の活用等、後継産地が発展を目指す上でのモデルとなるような取組を集中支援

3. 今後の予定

- 第2回目の採択を令和2年9月末に予定。

島根県農産物の種子等の安定的な確保に関する条例（仮称）の概要について

農林水産部
〔農畜産課〕

1. 経過

- 平成30年4月から主要農作物種子法が廃止されたことに伴い、県では、「島根県主要農作物種子事業実施要綱」を定めて種子の生産体制を確保
- 昨年度、農業者の不安の払拭に向けた方策を幅広く議論するため「農産物の種子等の確保・供給体制に係る有識者等会議」を開催（3回）し、今後の種子や種苗の確保のあり方についてとりまとめ、令和2年2月定例会において報告
- このたび、そのとりまとめの方向に沿って、「島根県農産物の種子等の安定的な確保に関する条例（仮称）」案を作成

2. 条例（案）の基本的な考え方

島根県における安定的な種子等の確保に関し必要な事項を定めるもの

- (1) 農業者が生産する品種は、農業者自らがマーケットの状況等を踏まえて選択し、農業者はその生産に必要な種子等を滞りなく調達することが基本
- (2) 県は、このような環境を整えるため、種子の生産や、県内外の種子生産組織との関係を強化するなどの措置を講ずることが必要
- (3) また、気象災害等の不測の事態により、従前の方法で種子等の調達ができなくなる事態に備え、セーフティネットの構築を進めることも重要

3. 今後のスケジュール

- パブリックコメントの募集：令和2年9月7日（月）から10月6日（火）まで
- 11月定例会へ条例案を上程
- 令和3年4月1日施行

「島根県農産物の種子等の安定的な確保に関する条例（仮称）」の概要

1 目的

この条例は、農産物の種子・種苗（以下「種子等」といいます。）を安定的に確保することに関し必要な事項を定めることにより、多様化する需要に応じた的確な農産物の生産を促進し、もって本県農業の持続的な発展に寄与することを目的とします。

2 県の責務

- (1) 県は、農産物の種子等の安定的な確保に関係する施策を推進するとともに、必要な体制の整備を図るものとします。
- (2) 県は、施策の推進に当たっては、農産物の種子等の安定的な確保に関する機関及び団体その他の関係者（以下「関係機関等」といいます。）と連携を図るものとします。

3 関係機関等の役割

関係機関等は、県が実施する農産物の種子等の安定的な確保に関する施策に協力するものとします。

4 農産物の種子等の確保の基本

- (1) 農業者は、需要に応じた生産が今後の農業経営に不可欠であることを踏まえ、生産すべき品種等を自ら選択し、その種子等を多様な方法の中から適切に調達することを基本とするものとします。
- (2) 県は、農業者が種子等を自ら安定的に調達できるよう、種子等の生産その他必要な措置を講ずるものとします。
- (3) 県は、気象災害、社会情勢の変化等により、農産物の種子等の確保が困難となる場合に備え、関係機関等と連携して予め措置を講ずるものとします。

5 農産物の種子等の生産

- (1) 県は、農産物の需要の見通しや農業者の種子等の確保状況等を鑑みて、必要な農産物の種子等を計画的に生産するものとし、そのために必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 知事は、前項の種子等の計画的な生産のため、知事が別に定める品種の原種及び原原種の生産、ほ場の指定、審査、指導等を行うものとします。

6 ほ場の指定及び審査

- (1) 知事は、農業者の申請に応じて農産物の種子等の生産に適すると認めるほ場を種子等の生産ほ場として、指定することができます。
- (2) 前項の指定を受けた種子等の生産ほ場を経営する者（以下「種子等の生産者」という。）は、次に掲げる審査を受けるものとします。
 - ① ほ場審査 種子等の生産ほ場において栽培中の農産物の適否についての審査
 - ② 生産物審査 種子等の生産ほ場で生産された種子等の適否についての審査

- (3) 知事は、①②に掲げる審査の結果について、種子等の生産者に通知するものとします。
- (4) ①②に掲げる審査の基準および方法は、知事が定めます。

7 指導等

知事は、種子等の生産者に対し、その生産のために必要な助言及び指導を行うものとします。

8 原種及び原原種の生産

- (1) 知事は、種子等の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産に必要な原原種の生産を行うものとします。
- (2) 知事は、農業者の申請に応じて原種又は原原種が適切かつ確実に生産されると認められるほ場を原種又は原原種の生産ほ場として、指定することができます。
- (3) 6及び7の規定は、前項の指定を受けたほ場における原種又は原原種の生産について準用します。

9 県内外からの円滑な種子等の調達

県は、関係機関等と連携して、農業者が農産物の種子等を県内外から円滑に調達できるよう県内外における種子等の生産及び供給の状況等の情報収集、県内外の種子等生産者団体等との関係強化による多様な調達先の確保、農業者に対する助言、情報提供その他必要な措置を講じます。

10 財政上の措置

県は、農産物の種子等の安定的な確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとします。

11 委任

その他、農産物の種子等の安定的な確保に必要な事項は、知事が定めます。

12 公布日

令和2年12月下旬（予定）

13 施行日

令和3年4月1日（予定）

第71回全国植樹祭の変更について

【林業課】

令和2年9月24日
農林水産商工委員会

第71回全国植樹祭実施計画変更検討(案)

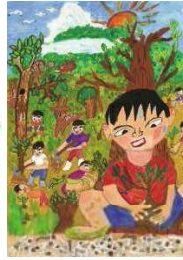
現行計画	検討案																					
<p>○開催日 令和2年5月31日(日)</p> <p>○開催場所 大田市三瓶山北の原</p> <p>○植樹行事計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植樹会場2箇所 <ul style="list-style-type: none"> <多根地区(4ha)> <小屋原地区(2ha)> <p>○開催規模</p> <p>参加予定者数4,000名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>参加予定者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内招待者</td> <td>式典及び植樹</td> <td>2,850名</td> </tr> <tr> <td>県外招待者</td> <td>式典及び植樹</td> <td>1,150名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○サテライト会場</p> <p>県内3箇所に設営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松江市 イオン松江ショッピングセンター ・浜田市 浜田市総合福祉センター ・隠岐の島町 サンテラス <p>○式典内容</p> <p>3部構成 「プロローグ」(60分) 「式典(陛下御臨席)」(60分) 「エピローグ」(30分)</p> <p>○御収穫・お手植え・お手播き計画</p> <p>御収穫 昭和天皇が第22回全国植樹祭でお手植えされ、当時皇太子殿下として第15回全国育樹祭で手入れされたクロマツの収穫</p> <p>お手植え樹種 スギ、コウヤマキ、ヤマザクラ、シャクナゲ お手播き樹種 クロマツ、エノキ、アカマツ、クルミ</p>	区分		参加予定者数	県内招待者	式典及び植樹	2,850名	県外招待者	式典及び植樹	1,150名	<p>○開催日 令和3年5月30日(日)</p> <p>○開催場所 大田市三瓶山北の原</p> <p>○植樹行事計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植樹会場1箇所 <多根地区(4ha)> ・県民参加植樹イベント(100日前～当日まで)を追加検討 県主催7箇所、NPO等主催 県内各所 小屋原地区(2ha)の利用 <p>○開催規模(イメージ)</p> <p>参加予定者数4,000名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>参加予定者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内招待者</td> <td>式典及び植樹</td> <td>800名</td> </tr> <tr> <td>県外招待者</td> <td>式典及び植樹</td> <td>200名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>県民参加植樹イベント</td> <td>3,000名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○サテライト会場</p> <p>設置しない</p> <p>○式典内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から映像の利用等を検討</p> <p>○御収穫・お手植え・お手播き計画</p> <p>変更なし</p>	区分		参加予定者数	県内招待者	式典及び植樹	800名	県外招待者	式典及び植樹	200名	その他	県民参加植樹イベント	3,000名
区分		参加予定者数																				
県内招待者	式典及び植樹	2,850名																				
県外招待者	式典及び植樹	1,150名																				
区分		参加予定者数																				
県内招待者	式典及び植樹	800名																				
県外招待者	式典及び植樹	200名																				
その他	県民参加植樹イベント	3,000名																				

現行計画

○大会テーマ

「木でつながう 人と森との 縁(えにし)の輪」

○大会シンボルマーク・大会ポスター原画



○大会テーマソング

HOME (ホーム)

○作品御覧

国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール優秀作品
及び第71回全国植樹祭大会ポスター原画作品の御覧
<開催日>令和2年5月30日(土)

○レセプション

<開催日>令和2年5月30日(土)

○おもてなし広場

式典会場横におもてなし
ステージ、展示・販売(物販
・飲食)コーナー等を設置



○全国林業後継者大会

<開催日>令和2年5月30日(土)
<場 所>浜田市
<内 容>全国の森林・林業関係者による活動発表 等

検討案

○大会テーマ

変更なし

○大会シンボルマーク・大会ポスター原画

変更なし

○大会テーマソング

変更なし

○作品御覧

国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール優秀作品
及び第71回全国植樹祭大会ポスター原画作品の御覧
<開催日>令和3年5月29日(土)

○レセプション

開催しない

○おもてなし広場

設置しない



○全国林業後継者大会

<開催日>令和3年5月29日(土)
<場 所>浜田市
<内 容>全国の森林・林業関係者による活動発表 等

林業関係補助事業の見直しについて

[林業課]

県産木材利用促進事業のうち民間木造建築促進緊急対策事業

○見直しの概要

区分	当初予算【予算額：67,900千円】 「しまねの木」いきいき暮らし応援事業	6月補正予算【予算額：12,000千円】 民間木造建築促進緊急対策事業	【見直し案】
制度設計	県産木材を使用した木造住宅建築を支援	県産木材を使用した木造非住宅建築を支援	同左
支援額	1戸当たりの県産木材使用割合が60%以上の木造住宅を支援 80～100%部分：5万円/m ³ 70～80%部分：3万円/m ³ 60～70%部分：2万円/m ³ } 最大 37.5万円/戸	1戸当たりの県産木材使用割合が60%以上の木造非住宅を支援 1m ³ 当たり助成：2万円/m ³ 最大100万円/戸	同左
支援対象	認定工務店	木造住宅を3戸以上建築した認定工務店	認定工務店
その他	①県産木材を積極的に使用する建築士・工務店の認定制度を創設 ②認定建築士、認定工務店、納材する製材工場をグループ化することで、県産木材を安定的に使用・供給できるような環境を整備		

水産業における諸課題について

【農林水産総務課、水産課、漁港漁場整備課】

1. 漁港占用許可物件の調査について

(1) 唐鐘漁港の荷さばき所（JFしまね所有）の対応

4月 1日 改修計画の提出を条件に付し、占用許可期間を3ヶ月（6月30日まで）に短縮して許可（6月22日 農林水産商工委員会で報告）。

7月15日 6月30日までに改修計画の提出がなかったため監督処分（使用禁止）にかかる聴聞を実施。

所有者のJFしまね浜田支所は事実関係を認め、監督処分（使用禁止）についても意見なし。

8月 3日 使用禁止命令

○命令内容

①荷さばき所用地の使用を10月1日以降禁止

②荷捌き所の撤去計画を9月30日までに提出すること

(2) その他の占用物件の調査

全占用物件1,444のうち798件について実施し、老朽化が著しいものや利用実態が確認できないものについては、所有者へ意向調査を実施し、占用物件の修繕や撤去など適正な漁港施設の利用を促す。

① 調査の進捗状況

- ・8月末時点で、798件のうち492件については、目視等で老朽化の状況や利用実態を把握。

② 今後の進め方

- ・①の調査について、すべての占用物件を12月中に調査完了予定。
- ・年明け以降所有者の意向を調査。その結果を踏まえ、令和3年4月以降修繕や撤去に向けた指導又は監督処分を行う。

2. 大田水産物地方卸売市場における夕市廃止について

(1) これまでの県の対応

7月 7日 小型底曳船協議会、大田魚商人組合等から県に対し夕市存続の要望

7月 10日 J Fしまねに対し卸売市場法に基づき報告徴求（計画、目的等）

7月 27日 報告徴求に基づきヒアリングを実施

【ヒアリング概要】

- ・大田支所市場運営検討会（平成 30 年 2 月設置、6 回開催）等です承。
- ・今回の変更は、付加価値向上と魚価維持のもと漁業者所得を増大して組合員の負託に応えるものであり、「機動的漁業操業体制の確立」等が重要と認識。
- ・（懸念の声について）漁業者からも買受人からも J Fしまねに対して何も話がないので、対応できない。

8月 7日 小型底曳船協議会、大田魚商人組合、大田漁業青年部等との意見交換

- ・当事者同士が直接コミュニケーションをとることが重要。
- ・J Fしまねとの協議の場に同席してほしいという要望があれば、県としては、中立的な立場で立ち会うことも考える。

(2) 現在の状況

- ・朝市に一本化後も、従来どおりの漁獲物の上場や買受人（約 30 社）の参加あり。
- ・9 月前半（9 月 1 日～16 日）の実績を比較すると、平均魚価は昨年と比較して 4 割程度高い。

476 円/kg (R1) ⇒ 655 円/kg (R2)

3. 常例検査の実施について

J Fしまねに対し、10 月に 7 日間の常例検査を実施する予定。

【検査実施計画】

検査概要		備考
R2. 10	①常例検査（支所・本所） 法令等の遵守状況について検査	団体検査監（5 名） 及び公認会計士（1 名）
R2. 11 末	②検査結果（指摘事項）通知	県 ⇒ J Fしまね